

令和3年7月26日  
東日本高速道路株式会社

### 競争参加資格停止措置について

#### 1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所並びに措置期間、措置対象地域

鹿島建設（株） 東京都港区元赤坂1-3-1

令和3年7月26日～令和3年8月25日（1ヶ月）

地域2（東北支社が所掌する区域）

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

#### 2. 事実概要

当該有資格者の元社員は、環境省福島地方環境事務所発注の福島県富岡町の被災建物等解体撤去等工事において、下請事業者から金銭を受領したにもかかわらず、確定申告をせず所得税を免れたとして、令和3年6月29日に所得税法違反で仙台地方検察庁より起訴された。

また、これらのことを受け、東北地方整備局が令和3年7月16日付けで当該有資格者に対する指名停止措置を行っている。

#### 3. 競争参加資格停止措置理由

上記（2. 事実概要）のこととは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」別表第2第12号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第2

措置要件	地域及び期間
(不正又は不誠実な行為) 12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	全地域又は発生地域について当該認定をした日から1月以上9月以内

○問い合わせ： 東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課  
以上